

2020年3月

お客様 各位

ぐんまみらい信用組合

インターネットバンキング関連規定の改定のお知らせ

平素より、ぐんまみらい信用組合をご利用いただきまして誠に有難うございます。

当組合では「2020年4月1日の民法改正」を見据え、下記のとおりインターネットバンキング関連規定を改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりサービスをご利用いただいているお客様にも適用されます。

記

【対象となる規定】

- インターネット・モバイルバンキングご利用規定
- 法人向けインターネットバンキングご利用規定

【改定内容】

- 規定を変更する場合のお客様への周知方法等を追加。

「法人向けインターネットバンキングご利用規定抜粋」

規定を変更する場合のお客様への周知方法等の追加

15. サービス内容・規定等の変更

- (1) 本サービスにおけるサービス内容および本規定の内容については、本サービスの利便性向上または本サービスの運用に支障をきたす恐れがある場合等は、当組合は契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。その場合、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとします。
- (2) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があと認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (3) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

※ 各規定により条項番号は異なります。

【規定適用開始時期】

- 2020年4月1日(水)

以上